

平成29年度

穴粟市手話施策推進方針 実施予定事業（案）

（平成29年4月時点）

施策1	手話に対する理解及び手話の普及
施策の方針	市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供する
施策2	手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくり
施策の方針	ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを実施する
施策3	手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善
施策の方針	ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために設置通訳者及び手話通訳者の確保及び養成を実施する

施策	推進施策	事業名 ★・事務事業評価対象事業	所管課	実施時期	内容	課題等
1	(1) 手話言語の認知・手話やろう者の理解を深めるための普及啓発活動	①【穴粟市版】手話学習テキストの作成	障害福祉課	年度中	手話教室に活用するテキストの作成 今年度は小学生を対象したテキストの作成を計画	
		②広報しそ「手話ワンポイントレッスン」の定期掲載	障害福祉課 秘書広報課	5月、9月、1月	日常でよく使用する手話を広報誌で解説	
		③「やってみよう！しーたん手話講座」の製作・放送	障害福祉課 秘書広報課	毎月	毎月3～4つのテーマで手話動画を作成 作成した動画はしそチャンネルで放送 市公式youtube、facebookへも公開	・視聴回数が少ない (youtube)

施策	推進施策	事業名 ★…事務事業評価対象事業	所管課	実施時期	内容	課題等
1	(2) 手話を慣れ親しむための手話教室の開催・手話を学ぶ環境づくり	①手話教室講師派遣事業の実施	障害福祉課	随時	手話教室の受講を希望する5人以上のグループ等に対し、講師を派遣 2時間/回のカリキュラムを基本 講師は手話教室講師派遣運営委員会に依頼	
		②夏休み子ども手話教室の実施	障害福祉課 学校教育課	8月 計2回	市内の小学生を対象に、夏休みの期間を利用して手話教室を実施 2日間 計3時間 講師は手話教室講師派遣運営委員会に依頼	・小学校を通じて参加者を募集
		③いきいき百歳体操を活用した手話教室の実施	障害福祉課 介護福祉課	随時	介護福祉課で実施しているいきいき百歳体操の事業にあわせて、地域の老人会において手話教室を実施	・現状として、山崎地区を主に実施 内容は手話学習よりも手話に慣れ親しむためのカリキュラムで実施
		④民生委員対象手話教室の実施	障害福祉課 社会福祉課	各支部で1講座	支部定例会等の機会を利用して手話教室を実施	
	(3) 市職員に対する手話の理解・普及	①【職員対象】 終礼時を利用した手話教室の実施	障害福祉課	随時	終礼時を利用し、職員に対して挨拶などの簡単な手話を習得するための講座を実施	全庁的な実施方法について調査
		②【職員対象】 昼休憩時を利用した手話教室の実施	障害福祉課	毎月2回 第2,4木曜	昼休憩時の15分～20分を活用し、手話教室を実施 講師は設置手話通訳者が担当	
		③【職員対象】 新規採用職員を対象とした手話講座の実施	障害福祉課	4月12日	新規採用職員の職員研修時に手話講座を実施	

施策	推進施策	事業名 ★…事務事業評価対象事業	所管課	実施時期	内容	課題等
1	(4) 市内事業所を対象とした啓発・手話教室等の開催	①事業所への啓発リーフレットの配布	障害福祉課	未定	ろう者への理解、職場環境の改善などを目的に事業者に対して啓発用リーフレットを配布	
		②事業所を対象とした手話教室の実施	障害福祉課	未定	ろう者への理解、職場環境の改善などを目的に、事業所に対して手話教室を実施	
2	(1) 市主催イベントや議会における手話通訳者の派遣	★ ①意思疎通支援事業 (手話通訳者の派遣)	障害福祉課	随時	ろう者又はろう者と意思疎通を図る必要がある人に対して手話通訳者を派遣 ・手話通訳者等の派遣調整業務（個人・団体） ・登録手話通訳者の健康管理業務（保険・けいわん検診） ・設置手話通訳者の配置 ・庁舎内での手話通訳業務 ・ろう者に対する窓口相談、対応	・災害時の派遣調整
	(2) 手話通訳者派遣事業の充実		障害福祉課	随時		
	(3) 緊急時等の支援体制構築	①災害時の支援体制	障害福祉課 消防防災課	随時	市防災訓練への参加・調整	・地域の基幹病院である公立穴栗総合病院との連携調整
	(3) 緊急時等の支援体制構築	①緊急時（急病・火事）の派遣体制の構築	障害福祉課 穴栗総合病院	随時	担当課において緊急携帯を設置し、夜間休日の緊急時における派遣体制を構築 緊急対応者（手話通訳者）の登録、連絡名簿の作成 西はりま広域消防本部と緊急時対応の共有 市役所宿直室へ緊急時対応名簿（担当課職員のみ）を作成・設置	
(4) ICTを活用した意思疎通支援体制の構築	①タブレット端末の設置	障害福祉課	H30～ 設置予定	ろう者が自宅から（簡易な）相談、問合せに対応するため、タブレット端末を設置し、手話通訳者がテレビ電話で対応	・設置手話通訳者の確保（増員）	

施策	推進施策	事業名 ★…事務事業評価対象事業	所管課	実施時期	内容	課題等
3	(1) 設置手話通訳者が不在とならない体制作り	①設置手話通訳者の配置	障害福祉課	随時	設置手話通訳者 2名体制 週5日（7h45/日）、週4日（6h/日）	
	(2) 手話奉仕員養成講座の実施	★ ①手話奉仕員養成講座（基礎編）の実施	障害福祉課	5月～10月	手話奉仕員養成講座（入門編）修了者に対して、基礎編の講座を実施 全20回開催予定	
	(3) 手話通訳者の確保・養成	①レベルアップ講座（後期）の実施	障害福祉課	5月～10月	登録手話通訳者等に対して、手話通訳技術の向上を目的としたレベルアップ講座を実施 全20回開催予定	
		★ ②手話通訳者全国統一試験対策講座の実施	障害福祉課	11月	手話通訳者全国統一試験受験者に対して、試験対策講座を実施 全4回開催予定	講師は兵庫県聴覚障害者協会へ依頼
		③登録意思疎通支援者現任研修の実施	障害福祉課	8月～9月	登録手話通訳者に対して、（困難事例）事例検討を主とした研修会を実施 全2回開催予定	
	(4) その他意思疎通支援事業に必要な事業	①けいわん検診受診費用公費負担の実施	障害福祉課	8月～9月	けいわん検診受診者に対して、検診費用を負担 負担額 検診費用全額（6,696円/人）	
		②福祉サービス総合保障保険の加入	障害福祉課	4月～ 翌年3月	派遣者の活動中などの事故等の保障を行うため、福祉サービス総合保障保険（全社協）に加入	